

# 南房総市三芳新規就農支援施設の案内について

近年農業・農村を取り巻く環境は、高齢化や非農業部門への流失による農業就業人口の減少、耕作放棄地や低利用地の増大、兼業化、過疎化、更に混住化等が進行し、構造的な改善を余儀なくされています。

次代の担い手となる新規就農者が、このまま十分に育成確保されないと、新技術を駆使した新たな農業の展開や農用地の維持、農村環境の保全などが困難になるほか、地域全体の活力が失われることとなります。

このような状況の中で、本市農業を維持・発展させていくためには、魅力ある農業の展開、活気に満ちた住み良い農村の構築、そしてその原動力となる意欲ある担い手が必要と考えます。

市では、広く農業外から人材を集め育成するための支援施設として、南房総市三芳新規就農支援施設を設置しています。

## 1 名称及び位置

名称 南房総市三芳新規就農支援施設A号棟、B号棟、C号棟

位置 南房総市山名1817番地1

## 2 施設使用の種類

### (1) 試験入居

農業習得のためにする入居で、3年以内のもの。

### (2) 一時利用

南房総市に農業の研修、実験等に訪れ、一時的に使用することで1月を超えない期間のもの。

## 3 施設使用料等

### (1) 試験入居 月額35,000円

- ・前年所得に応じて減免申請をすることができます。(9支援施設の使用料減免)
- ・光熱水費、合併浄化槽の使用・維持などは、入居者負担になります。

### (2) 一時利用 日額 2,240円

## 4 試験入居要件

(1) 南房総市認定新規就農者の認定を受けた者。

(2) 将来南房総市において就農し、効率的・安定的な農業経営の担い手として発展する可能性がある者。

(3) 年齢

- ・青年 申請時18歳以上40歳未満
- ・中高年齢者 申請時40歳以上55歳未満

(4) 就農時における年間農業従事日数が150日以上見込まれること。

(5) 技術習得に関する事項

・過去の農業教育・研修経験

青年は、1年間以上受けた者とする。

中高年齢者は、6月以上受けた者とする。

・研修計画

過去の農業教育・研修経験がない場合は、新たに研修を受ける計画が6月以上かつ就農3年後における目標を達成するために十分なものであること。

## 5 申請手続き

(1) 試験入居

・新規就農資格認定申請書、就農計画書及び履歴書を提出（偶数月の10日まで）。

・上記書類を翌月に審査し適当と認めた場合は、南房総市認定新規就農者として認定。

・新規就農支援施設試験入居申込書を提出。

(2) 一時利用

新規就農支援施設一時利用申込書を提出。

## 6 申請及び問い合わせ先

〒299-2492

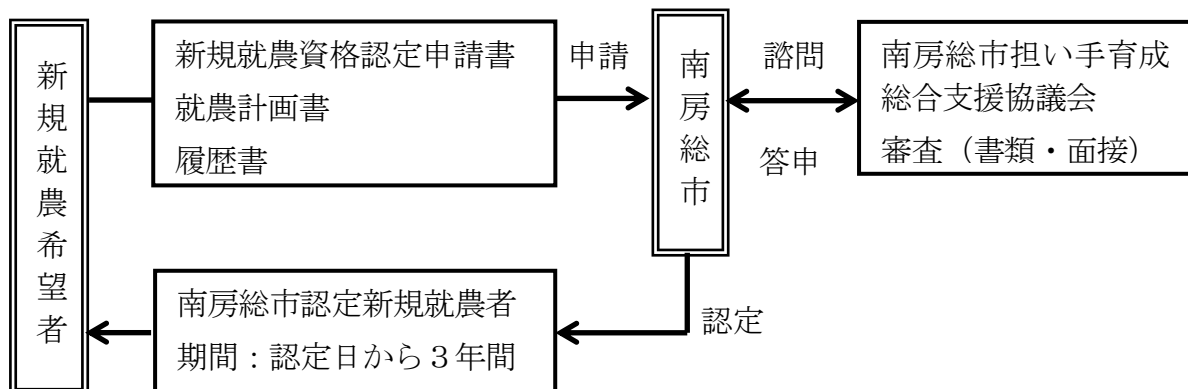
千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市役所農林水産部地域資源再生課

TEL 0470-33-1073 FAX 0470-20-4592

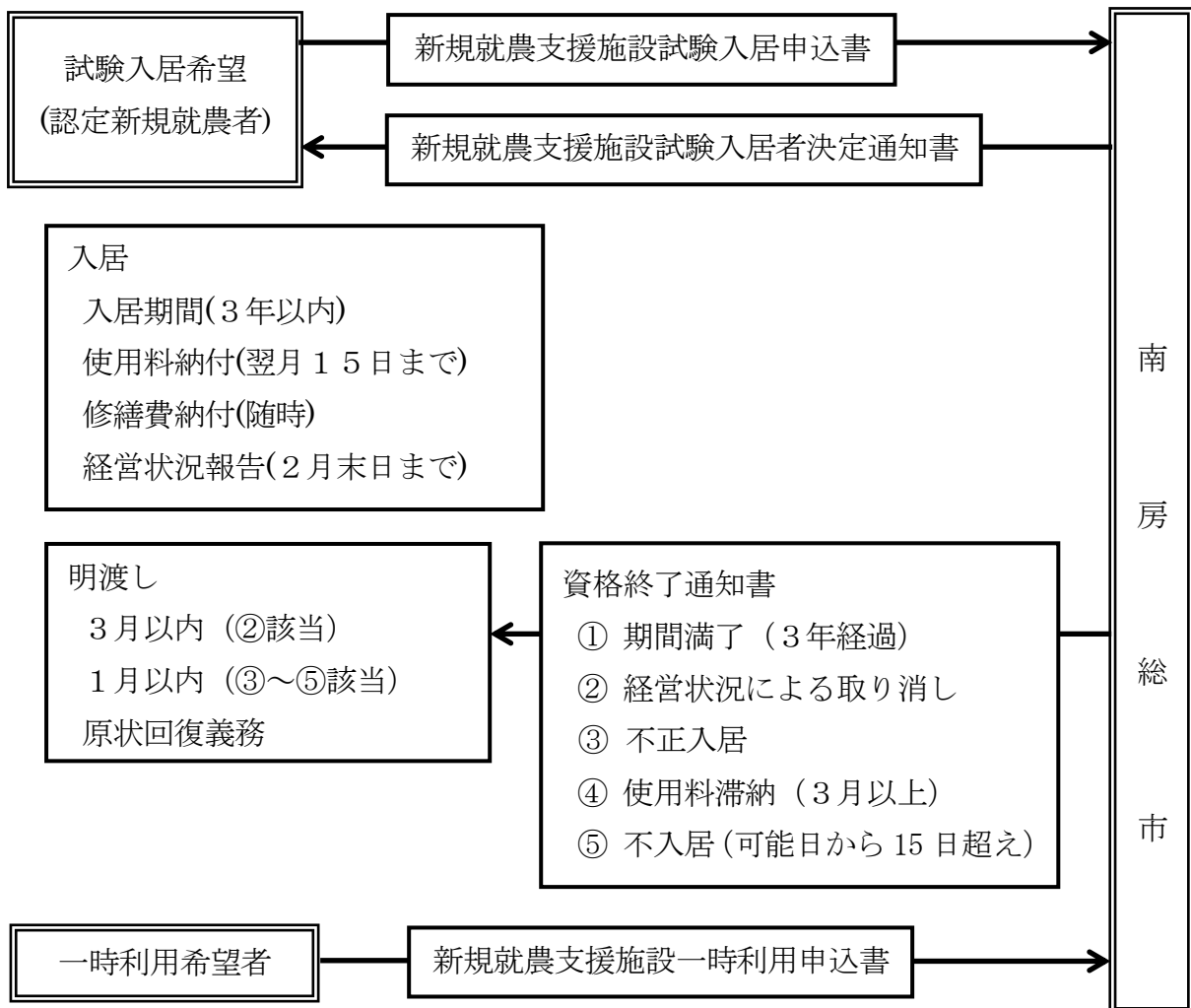
## 7 南房総市認定新規就農者の認定フロー図

提出のあった新規就農資格認定申請書について南房総市新規就農資格認定基準により審査し、適当と認めた者を「南房総市認定新規就農者」として認定します。



## 8 新規就農支援施設使用フロー図

新規就農支援施設に試験入居を希望する者は、南房総市認定新規就農者であることを条件とします。一時利用については、使用目的が農業の研修及び実験等に限ります。



## 9 支援施設の使用料減免

使用者及び同居者の前年所得の合計が次の表に該当する場合、減額の対象となります。

使用料の減免を受けようとする者は、新規就農支援施設使用料減免申請書を提出し、許可を受けなければなりません。

使用者及び同居者の前年所得の合計		減額割合
下限値	上限値	
0円	1,451,999円	5割
1,452,000円	1,493,999円	4割
1,494,000円	1,535,999円	3割
1,536,000円	1,577,999円	2割
1,578,000円	1,619,999円	1割

## 試験入居のご案内

施設に入居するにあたって生活に必要な手続きをご案内いたします。

### 1 南房総市役所での手続き

- (1) 転入届（南房総市に居住した日から14日以内）
- (2) 国民年金、国民健康保険の手続き
- (3) 印鑑登録
- (4) 福祉、医療、前住所地で受給していた手当関係の手続き

### 2 その他手続き

運転免許証の住所変更届 館山警察署0470-23-0110

### 3 使用料等の支払

- (1) 使用料及び実費（合併処理浄化槽の使用、維持及び運営に要する経費等）は、市からの納付書により支払いをお願いします。
- (2) 光熱水費（水道、ガス、電気）及び通信費等の支払いは、契約される会社へ直接支払いをお願いします。利用開始日は、試験入居日からになりますので、契約時には注意して下さい。

	連絡先	備考
水道	安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 電話0470-29-3304 平日 8:30~17:00 <a href="https://awakouikisuido.jp/">https://awakouikisuido.jp/</a>	手続きに時間がかかりますので、入居前までに手続きをお願いします。
ガス	J Aクミアイプロパン 安房販売所 南房総市石堂45番地1 電話 0470-40-4155	手続きに時間がかかりますので、入居前までに手続きをお願いします。
電気	東京電力 カスタマーセンター 電話0120-99-5552 <a href="http://www.tepco.co.jp/index-j.html">http://www.tepco.co.jp/index-j.html</a> 現在契約名義：南房総市長 C棟 住所：〒294-0802 南房総市山名1817番地1	手続きに時間がかかりますので、入居前までに手続きをお願いします。 契約会社の指定はありません。
TV・インターネット	光回線設置済みです。 TV <a href="https://fleets.com/bb/hikaritv/">https://fleets.com/bb/hikaritv/</a> インターネット <a href="https://fleets.com/fleets-hikari/application/">https://fleets.com/fleets-hikari/application/</a>	光回線を使ってTV・インターネットをご利用される場合は手続をお願いします。 契約会社の指定はありません。
NHK	NHKふれあいセンター 電話0120-151515 9:00~18:00（土・日・祝日も受付） <a href="https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/toiawase/">https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/toiawase/</a>	

## 試験退居のご案内

施設を退居するにあたって必要な手続き等をご案内いたします。

### 1 南房総市役所での手続

- (1) 退居前に市職員が、建物・施設内の状況確認を行います。  
状況確認の日までに、必要な場合は建物の修繕、垣根の整枝及び庭の草刈り等をお願いします。
- (2) 鍵の返却
- (3) 転出、転居届の提出
- (4) 国民年金・国民健康保険の手続き
- (5) 印鑑登録の廃止
- (6) 福祉・医療を受給している手当関係の手続き

### 2 その他の手続

郵便局へ転居届の提出。(旧住所あての郵便物等が、1年間新住所に無料で転送されます。)詳しくは、郵便局へお問い合わせ下さい。

### 3 ライフラインの停止

手続きに時間がかかる場合がありますので退居の前に手続きをお願いします。

**【重要】電気関係の手続きが終了しましたら、連絡をお願いします。**

(地域資源再生課：0470-33-1073)

水道	安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部 電話 0470-29-3304 平日 8:30~17:00 <a href="https://awakouikisuido.jp/">https://awakouikisuido.jp/</a>
ガス	J Aクミアイプロパン 安房販売所 南房総市石堂 45 番地 1 電話 0470-40-4155
電気	東京電力 カスタマーセンター 電話 0120-99-5552 <a href="http://www.tepco.co.jp/index-j.html">http://www.tepco.co.jp/index-j.html</a>
TV・インターネット	TV <a href="https://flets.com/bb/hikariv/">https://flets.com/bb/hikariv/</a> インターネット <a href="https://flets.com/flets-hikari/application/">https://flets.com/flets-hikari/application/</a>
NHK	NHK ふれあいセンター 電話 0120-151515 9:00~18:00 (土・日・祝日も受付) <a href="https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/toiawase/">https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/toiawase/</a>